

令和2年第2回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和2年8月25日

令和2年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和2年8月25日(火)
- 2 招集場所 ホテルニュープラザ KURUME 3階 舞鶴の間
(久留米市六ッ門町16-1)

3 出席議員 (18名)

1番	永田	一伸	君
2番	中村	博俊	君
3番	石井	秀夫	君
4番	田中	功一	君
5番	田中	良介	君
6番	大熊	博文	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	川野	栄美子	君
9番	平木	一朗	君
10番	入江	和隆	君
11番	佐々木	益雄	君
12番	立山	稔	君
13番	中野	義信	君
14番	組坂	公明	君
15番	安丸	眞一郎	君
16番	高橋	直也	君
17番	中島	和正	君
18番	中島	宗昭	君

4 欠席議員 (0名)

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	大久保	勉	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	境	公雄	君
代表監査委員	権藤	満	君
会計管理者	井上	益規	君

【事務局】

事務局理事(兼)事務局長	衛本みどり	君
事務局次長	深町 豪	君
総務主査	池田 周平	君

【消防本部】

消防長	秋吉 弘章	君
消防次長	川島父三男	君
久留米消防署長	平山 文彦	君
三井消防署長	執行 悟	君
浮羽消防署長	橋本 俊之	君
三潞消防署長	坂本 武英	君
大川消防署長	岡部 幸則	君
総務担当次長(兼)総務課長	江頭 宣昭	君
人事研修課長	長谷 義	君
予防課長	出利葉 操	君
救急防災課長	服部 辰典	君
救急防災課救急主幹	村田 康裕	君
情報指令課長	上野 護	君

6 議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 認定第1号 令和元年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和元年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和元年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和元年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 第13号議案 消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム部分改修整備業務委託契約締結の専決処分に

ついて

- 日程第 9 第 1 4 号議案 久留米広域消防本部庁舎非常用発電機外改修工事請負契約締結の専決処分について
- 日程第 1 0 第 1 5 号議案 交通事故による和解契約締結の専決処分について
- 日程第 1 1 第 1 6 号議案 財産（高規格救急自動車）の取得について
- 日程第 1 2 第 1 7 号議案 財産（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）の取得について
- 日程第 1 3 第 1 8 号議案 財産（救助工作車）の取得について
- 日程第 1 4 第 1 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 会議録署名議員の指名

＝午後 3 時 1 0 分開会＝

◎ 開 会

○議長（永田一伸君）只今から、令和 2 年第 2 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎ 日程第 1 議席の指定

○議長（永田一伸君）これより、本日の会議を開きます。
それでは、日程第 1、「議席の指定」を行います。
本年 5 月の小郡市議会臨時会及び 6 月のうきは市議会定例会において、組合議会議員の改選が行われております。
よって、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議席の指定を行います。
立山稔議員は、1 2 番に、中野義信議員は、1 3 番に、以上のとおり指定をいたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（永田一伸君）次に、日程第 2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議はありませんか。
（『なし』と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 日程第 3 副議長の選挙

○議長（永田一伸君）日程第 3、「副議長の選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（『なし』と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
（『なし』と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、8番、川野栄美子議員を副議長に指名をいたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました川野栄美子議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、川野栄美子議員が副議長に当選されました。

只今、当選されました川野栄美子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

川野議員に演壇より、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(川野栄美子君) 皆さま、こんにちは。

只今、ご推薦いただきました、大川市の川野栄美子でございます。

この組合は、先ほど説明を受けましたが、先輩達がとても大事にしてきた組合であります。(事務事業については)削減するところは削減する、大事なところは残していくというのが大切なところだろうと思います。永田議長を支えながら、議員の皆様と一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、どうか皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。(拍手)

○議長(永田一伸君) 就任のご挨拶が終わりました。

◎ 日程第4 認定第1号

◎ 日程第5 認定第2号

◎ 日程第6 認定第3号

◎ 日程第7 認定第4号

○議長(永田一伸君) 次に、日程第4、認定第1号「令和元年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第7、認定第4号「令和元年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 皆様、改めましてこんにちは。

本日、ここに令和2年第2回組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援、そしてご協力を賜っております。このことに関して、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

そして、先ほど、副議長に選出されました川野副議長におかれましては、お祝い申し上げたいと思います。また、すばらしいご挨拶もいただきました。今後とも組合のためにご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

本日は、令和元年度決算の認定の他、専決処分、財産取得、関係条例の一部改正の議案を提出したところでございます。

どうか十分にご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願いしたいと思います。

それでは、認定第1号から認定第4号につきましては、一括してご説明を申し上げます。

この4件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定に基づきまして、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるところでございます。

まずは、認定第1号 令和元年度一般会計についてでございます。

歳入決算額は、3,565万2,626円でございます。予算現額に対する収入率は、100.7%となっております。

歳出決算額は、3,312万3,703円でございます。予算現額に対する執行率は、93.6%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額252万8,923円は、翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第2号 令和元年度ふるさと振興事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、1,838万3,502円でございます。予算現額に対する収入率は、104.6%となっております。

歳出決算額は、1,446万1,683円でございます。予算現額に対する執行率は、82.3%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は、392万1,819円でございます。この金額は翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第3号 令和元年度小児救急医療支援事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、3,540万2,829円でございます。予算現額に対する収入率は、100.2%となっております。

歳出決算額は、3,375万2,802円でございます。予算現額に対する執行率は、95.5%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額165万277円は、翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第4号 令和元年度広域消防特別会計についてでございます。

歳入決算額は、53億3,375万3,200円でございます。予算現額に対する収入率は、101.9%となっております。

歳出決算額は、49億890万8,434円でございます。予算現額に対する執行率は、93.8%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた4億2,484万4,766円を翌年度に繰り越しいたしております。

以上で、4件の決算の説明を終わり、詳細は、担当に説明をさせますが、何卒、

慎重なるご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永田一伸君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（永田一伸君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

それでは、令和元年度各会計決算についてご説明いたします。

当組合は、一般会計及び3つの特別会計で運営をいたしております。事務局が所管いたします、一般会計、ふるさと振興事業特別会計、小児救急医療支援事業特別会計につきまして、決算附属書類の事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、一般会計でございます。

決算附属書類の1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 経常費負担金 3, 270万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員3名に係る人件費相当額 2, 820万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 295万466円は、前年度からの繰越額でございます。

2ページをお願いいたします。

4款 諸収入は、2項1目1節 雑入 2, 160円を収入しており、歳入総額は、3, 565万2, 626円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 議会費 176万1, 530円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目2節 給料 73万1, 999円は、正副組合長6名分の給料でございます。

4節 共済費 12万7, 327円及び7節 賃金 72万800円は、臨時職員6ヶ月分の経費でございます。

9節 旅費 1万7, 960円は、職員の出張旅費でございます。

11節 需用費 39万8, 999円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

12節 役務費 15万315円は、電話料金及び切手代の通信運搬費でございます。

19節 負担金・補助及び交付金 2, 902万4, 613円は、事務局職員派遣元の久留米市及び大川市に対します人件費負担金でございます。

2項 文書広報費 4万4, 000円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会委員9名分の委員報酬でございます。

4項 監査委員費 13万円は、監査委員2名分の委員報酬でございます。

5ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、3, 312万3, 703円でございます。

次に、ふるさと振興事業特別会計でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款 財産収入は、ふるさと振興基金の運用収入でございます。1項1目1節 利子及び配当金は、保有しております国債の利子収入 1, 100万円でございます。

2款1項1目1節 繰越金 717万1, 139円は、前年度からの繰越額でございます。

3款 諸収入 21万2, 363円は、結婚サポート事業に係るイベント参加料が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、1, 838万3, 502円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 事業費は、各種ふるさと振興事業を実施するために要する経費でございまして、4節 共済費 11万9, 507円及び7節 賃金 79万1, 275円は、臨時職員6ヶ月分の経費でございます。

8節 報償費 5万3, 893円は、ラジオ放送「ちくご路かわら版」の聴取者に対する地場産品のプレゼント代が主なものでございます。

9節 旅費 7, 420円は、事務局職員の出張旅費でございます。

11節 需用費 28万248円は、事務用品等の消耗品費及び結婚サポート事業のイベント開催に係る食糧費が主なものでございます。

12節 役務費 68万8, 846円は、ドリームスFMラジオ放送「ちくご路かわら版」の広告料 55万円が主なものでございます。

13節 委託料 171万8, 150円の内訳は、当組合ホームページ「ちくご遊学」の更新及び保守管理に係るインターネット情報提供業務委託料 28万9, 190円、年2回発行のイベントカレンダー及び広域観光ルートガイドブック改訂版の作成業務委託料 110万6, 720円、及び結婚サポート事業の司会業務等の委託料 32万2, 240円でございます。

14節 使用料及び賃借料 87万7, 344円は、事務局公用車の年間リース料 44万2, 104円、インターネット行財政情報サービス使用料 41万8, 560円が主なものでございます。

19節 負担金、補助及び交付金 10万円は、筑後川フェスティバルを実施する団体に対する助成金でございます。

28節 繰出金 982万5, 000円は、小児救急医療支援事業の運営に要する費用といたしまして、当該特別会計へ繰り出したものでございます。

12ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、1, 446万1, 683円でございます。

次に、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 1, 738万5,

000円の内訳は、構成市町負担金 1,313万7,000円、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町及び吉野ヶ里町からの近隣市町協力金 424万8,000円でございます。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 641万9,000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰入金 982万5,000円は、ふるさと振興事業特別会計からの繰入金でございます。

4款1項1目1節 繰越金 177万3,829円は、前年度からの繰越額でございます。

16ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、3,540万2,829円でございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業を運営するために要する経費でございます。1項1目1節 報酬 8万2,500円は、久留米広域小児救急医療支援事業運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

13節 委託料 19万8,030円は、小児救急センターのチラシ及びポスター作成業務に係る委託料でございます。

19節 負担金、補助及び交付金 3,345万5,792円は、久留米広域小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対しまして 2,057万円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対しまして 1,088万5,792円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対しまして 200万円でございます。

以上、歳出合計は、3,375万2,802円でございます。

ここで、説明を交代いたします。

○総務担当次長（江頭宣昭君）議長。

○議長（永田一伸君）江頭総務担当次長。

○総務担当次長（江頭宣昭君）消防本部総務担当次長の江頭でございます。

広域消防特別会計についてご説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算附属書類の21ページをお願いいたします。

まず、歳入決算でございますが、1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金 45億2,238万8,361円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金でございます。

1節 経常費負担金 39億6,649万7,146円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2節 特別負担金 5億5,589万1,215円は、退職手当分 1億9,055万2,000円、特殊車両整備分 47万円、組合債償還分 3億2,199万1,627円、地域医療連携事業分 814万8,588円、統合に伴います大川市からの特別負担金 3,472万9,000円でございます。

2目 事業費負担金 8,612万8,076円は、筑後地域消防通信指令セン

ターの運営経費といたしまして、構成します6つの消防本部から収入したものでございます。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 111万4,704円は、自動販売機設置等に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 542万900円は、危険物施設許認可事務手数料が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 200万6,897円は、車両5台の売却収入でございます。

2項1目 利子及び配当金 4,035円は、財政調整基金の利子でございます。

23ページをお願いいたします。

7款1項1目 繰越金 4億3,766万9,724円は、前年度からの繰越金でございます。

8款 諸収入、1項1目 組合預金利子 3,360円は、利子収入でございます。

2項1目 雑入 2,661万7,143円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係ります助成金 2,105万5,464円、高速自動車国道救急業務支弁金 234万4,410円、防火管理者講習会受講料 226万1,900円等でございます。

9款1項1目 消防債 2億5,240万円は、高規格救急自動車2台、ポンプ車1台の財源といたしまして施設整備事業債 3,560万円、高規格救急自動車1台、支援車Ⅲ型1台、資機材搬送車1台、救助工作車1台、消防防災センター再整備、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事設計業務委託、三潁消防署空気充填機設置及び県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の財源といたしまして緊急防災・減災事業債 2億1,680万円でございます。

以上、歳入総額は、53億3,375万3,200円でございます。

続きまして、歳出決算でございます。

24ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務事業に要する経費でございまして、2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費は、消防職員427名分の人件費でございます。

7節 賃金 2,416万9,633円は、嘱託職員5名及び臨時職員7名の賃金でございます。

8節 報償費 139万8,184円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成に係る資器材等購入費が主なものでございます。

9節 旅費の内、費用弁償 52万800円は、嘱託職員の通勤手当、旅費 99万9,980円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。

10節 交際費 45万4,157円は、消防長、消防署長公務のための交際費でございます。

1 1 節 需用費の内、消耗品費 7, 7 5 3 万 5 0 1 円は、消防活動服、救急用品等の消耗品が主なものでございます。

燃料費 2, 0 2 7 万 6, 1 0 1 円は、車両燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 2 6 1 万 7, 5 4 2 円は、広報紙、久留米広域消防だよりの印刷費及び予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 3, 3 2 6 万 3, 0 0 1 円は、庁舎の電気・水道・都市ガス料金でございます。

修繕料 2, 8 9 1 万 4, 9 5 6 円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等にかかる修繕料が主なものでございます。

1 2 節 役務費の内、通信運搬費 3, 3 7 7 万 1, 5 3 1 円は、一般電話回線、専用線及び携帯電話通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や 1 1 9 番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」使用料が主なものでございます。

手数料 1, 3 2 8 万 7 2 4 円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 5 5 9 万 5, 9 9 4 円は、車両保険料及び建物災害共済費が主なものでございます。

1 3 節 委託料 2 億 4 6 6 万 2, 3 4 5 円は、庁舎清掃、事務用機器等保守、庁舎や救急資機材等の点検、消防指令システム・デジタル無線保守、職員健康診断にかかる委託料が主なものでございます。

1 4 節 使用料及び賃借料 2, 0 4 2 万 6, 2 8 8 円は、庁舎の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

1 6 節 原材料費 1 3 万 9, 0 8 2 円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

1 8 節 備品購入費 1, 1 7 0 万 5, 1 6 1 円は、消防用ホースや無人航空機、潜水資機材、AED トレーナー等の購入費が主なものでございます。

1 9 節 負担金・補助及び交付金 3, 9 5 9 万 5, 5 4 5 円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士 3 名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

2 5 節 積立金は、消防財政調整基金に 2 億 1, 8 9 8 万 1, 3 9 5 円を積み立てたものでございます。

2 7 節 公課費 2 4 7 万 4, 9 0 0 円は、車両 4 6 台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2 目 消防施設費は、庁舎及び車両等の整備に要する経費でございます。

1 1 節 需用費 5 6 5 万 4, 0 0 0 円は、消防防災センターの改修費でございます。

1 3 節 委託料 1, 1 4 5 万 1, 3 0 0 円は、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事、久留米消防署南出張所外壁・防水・空調設備改修工事に係る設計業務委

託料でございます。

26ページをお願いいたします。

18節 備品購入費 3億3,080万7,042円は、高規格救急自動車3台、救助工作車1台、資機材搬送車1台、支援車Ⅲ型1台、ポンプ車1台、指揮車1台、空気充填機の購入費が主なものでございます。

2款1項1目 公債費元金 3億6,347万2,484円は、25年度から29年度に発行した組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 526万2,679円は、25年度から30年度に発行した組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、49億890万8,434円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）担当者からの説明は終わりました。

続きまして、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

権藤監査委員。

○代表監査委員（権藤満君）代表監査委員の権藤です。

当組合の令和元年度決算審査の結果について、意見書の9ページに総括的な意見を3点あげております。

1点目、当年度の会計処理については、概ね問題ありません。

一部に数字の修正を要する事項がありましたけれども、大したことではありません。

2点目は、先ほど全員協議会で説明がありましたふるさと振興事業についてですが、消防、救急をメインとする当組合で、ふるさと振興事業が同居していることにやや違和感がありました。同様の事業が行われている連携中枢都市圏に一本化させるということになりましたので、大いに結構だと思います。

3点目は、大川市消防本部と一緒にしまして、守備範囲が広がります。そうすると、要員はどうだという話になります。各市町の財政との兼ね合いもありますが、要員計画を進めていただければと思います。

今回の決算で、監査委員の意見としては以上であります。終わります。

○議長（永田一伸君）代表監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）皆さんこんにちは。3番、久留米市議会の石井秀夫です。

全員協議会の中でも、組合長であります大久保勉組合長が触れていただきましたように、7月の豪雨に関わる部分で質問させていただきたいと考えております。

まずは、先月7月の豪雨災害において、全国でお亡くなりになられました82名の方々に心からのお悔やみと、被災された皆様にお見舞い申し上げるところで

あります。

豪雨の件では、日本気象協会の発表によりますと、7月3日から4日にかけて、熊本県球磨川流域に線状降水帯が停滞し、24時間雨量が流域平均で400mmを超える大雨となり、球磨川などで大きな氾濫、水害が発生したということであり、

また、6日から8日にかけては、九州北部を中心として、同じように線状降水帯により大雨となっており、48時間雨量が500mmを超え、久留米市、大牟田、日田方面におきましても河川が氾濫し、浸水や土砂災害が発生したことは、皆様ご存知の通りでございます。

私は、現地調査とボランティアを兼ねまして、熊本県人吉市、そして球磨村のほうに出向いてまいりました。

少しお手伝いをさせていただきながら、現場を見させていただいて、人吉・球磨消防本部の庁舎におきましても、概ね1m近く浸水をされたと聞いております。

その中では、ポンプ車、救急車、複数の公用車、そして大切な資機材が被害を受けたと。また、地元人吉消防団では、3台のポンプ車が水に浸かって、活動ができない、活動が制約されることになったと聞いてまいりました。

私たちの久留米広域圏におきましても、最近毎年のように豪雨が発生している状況でありまして、消防本部や指令センターが位置している場所も、非常に浸水しやすい場所に位置しております。

防災、減災等などの消防活動に、もちろんいざというときに支障があってはなりません、このようなときのために、どのような備えがなされているのか、そのことについてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○救急防災課長（服部辰典君）議長。

○議長（永田一伸君）服部救急防災課長。

○救急防災課長（服部辰典君）救急防災課長の服部と申します。

石井秀夫議員の質問にお答えします。

ここ数年、当本部管轄内におきましても、大雨による多くの浸水害が発生しており、議員ご指摘のとおり、消防本部庁舎や指令センター付近一帯も雨の降り方によっては、冠水が発生している状況にあります。

そのため、浸水害により消防活動に支障をきたさないよう、いくつかの対策を講じております。

まずは、関係機関と連携し、気象庁の雨量予測、河川や水門閉鎖の情報、東櫛原地区に設置されております地下貯留施設の水位情報など、必要な情報を迅速に収集し、必要に応じて早めに職員を参集させることとしております。

また、庁舎の周辺地域が冠水して職員参集や災害出動に支障が生じる虞がある場合は、本年度から久留米市役所駐車場、百年公園、久留米医師会館及びブリヂストン工場跡地を消防車両の待機場所や参集職員の駐車場として使用できるようにしております。そこで車両の安全を確保しているところで。

次に、浸水害で主に活用するボート、救命胴衣等の資機材については、出水期前に各署所に分散して事前配備しており、また、消防車両を移動する際には、こ

これらの資機材を積載して移動することにより、資機材活用に支障がないようにしております。

更に、消防本部庁舎の屋上階に設置しております非常用発電機の地下燃料タンクからの送油ポンプが浸水しても支障なく使用できるように、本年度、大規模改修を進めているところでございます。

現在、以上のような対策により、消防活動に支障をきたさないよう努めているところでございます。

以上で、石井議員の質問に対する答弁を終わります。

(石井秀夫議員が手を挙げる)

○3番(石井秀夫君)議長。

○議長(永田一伸君)3番、石井議員。

○3番(石井秀夫君)答弁ありがとうございました。

そのように事前の対策をとっていただいて、消防活動に支障をきたさないようにしていただいているとの答弁をいただいたわけですが、ハザードマップを開いてみますと、それぞれ(消防本部庁舎及び指令センター)が位置をする地域においては、5mを越える浸水が予測されています。

先月の豪雨のときであります。筑後川片ノ瀬の観測所においては、その水位が急上昇して危険水位を超えた。

地球温暖化、いろいろな条件が変わり、いつ筑後川が氾濫という状況になってもおかしくないと私は考えています。

監査委員の先生からいただきました、決算審査意見書の9ページにも、「近年は、気象変動の影響を受け、当消防本部管内でも、3年連続で大雨特別警報が発令されるなど、自然災害のリスクが高まっている。」というご指摘もいただいております。

そのように、大きな災害が発生して河川の増水が予測をされている、そういう状況の中で、職員さんが参集をしなければならない。あるいは、保管されている重要な資機材の活用について、私は不安が拭い去れない。

この取り組みでは、不十分ではないかという思いも残っておりますので、今一度、このことについて答弁いただきたいと考えております。よろしく願います。

○救急防災課長(服部辰典君)議長。

○議長(永田一伸君)服部救急防災課長。

○救急防災課長(服部辰典君)石井議員の質問にお答えいたします。

久留米市のハザードマップでは、筑後川が氾濫した際、消防本部付近で5m以上6m未満、指令センター付近で6m以上7m未満の浸水想定が示されております。

総合的に災害対応を行う執務室は、消防本部庁舎は3階、指令センターは5階にありまして、最大浸水想定よりも高い位置にございます。それぞれ、屋上階に非常用電源を備えていることから、早い段階で職員参集等を行うことで、消防本部機能の低下を最小限に抑えていきたいと考えております。

また、消防署所の活動においては、ハザードマップの浸水想定において影響を受けない署所があります。当該署所のほか浸水害の発生していない署所に職員を分散配置し、消防署所機能の低下・停止を最小限に抑えていきたいと考えております。

今後は、消防署所のみで十分に消防機能を維持することが困難な状況も想定し、構成市町の防災担当部局と連携を図り長期的な観点も含め、浸水対策について研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で石井議員の質問に対する答弁を終わります。

○3番（石井秀夫君）議長。

○議長（永田一伸君）3番、石井議員。

○3番（石井秀夫君）ありがとうございました。

少し安心をすることができたと考えております。

3回目、要望とさせていただきますけれども、私は、常備消防の皆さんに限られた人数で災害に立ち向かっていくことには、一定の限度があると思います。

前にもこの場で意見をさせていただきましたが、非常備、いわゆる消防団との連携というものを、さらに固めていただけて進めていただくことが、大きく減災に繋がっていく、地域の安全安心に繋がっていくと考えています。

実際に先ほどお話いたしましたけれども、人吉の町でお手伝いをしていると、地元の消防団の人たちが一生懸命、あの暑い中を走り回って、地域の皆さんのお手伝い、あるいは地域を守るために活動している姿を目の当たりにしてきました。

やっぱり消防団やね。こういう人たちが地域を守ってくれているんだ。隅から隅まで地域のことを知っている、顔もつながっている。そういう人たちと常備消防が連携をとって、そして取り組みを進めていくということが大事なんだと実感してまいりました。

ぜひ、そのような取り組みを今後進めていただきたい。私は、それが久留米広域圏の安全安心のために一番大事なことだと考えております。

その中でもお願いをしておきたいのは、そのようなときに使う防災、水防の資機材についても共通のものを利用していただけて、準備をいただけて、いざというときにそれぞれの使い勝手が分かる。訓練でいつも一緒に使うということで、さらに連携の力が大きくなるということができていけば、さらに大きな安心に繋がっていくのではという気がいたしておりますので、このことについても重ねてお願いを申し上げまして、私の意見を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（田中良介議員が手を挙げる）

○5番（田中良介君）議長。

○議長（永田一伸君）5番、田中議員。

○5番（田中良介君）久留米の5番の田中でございます。

組合議会は、大変重要な会議であると認識しているところでございます。

ふるさと振興事業、小児救急医療支援事業、消防事業と、とりわけ広域消防事

業といいますのは、災害が続けて起こりうる状況にあります。

災害に遭われた皆様には、お見舞い申し上げたいと思いますが、今後、4市2町で組織されております久留米広域消防本部ということで、どのように過去の災害等々を鑑み、消防職員の皆さんの人員配置と資機材配置をされるのか。どのようところで決定して、どのような配置をされるのかお伺いしたいと思います。

○消防長（秋吉弘章君）はい。

○議長（永田一伸君）秋吉消防長。

○消防長（秋吉弘章君）消防長の秋吉でございます。

4市2町の今後の人員配置、資機材配置でございますが、この後も、職員定数条例の議案を提出させていただいておりますけれども、そもそも人員の配置につきましては、国のほうが消防力の整備指針ということで目標数値を示しているところでございます。以前にも話をさせていただきましたように、なかなかそれに対する職員充足率の数値が低いということで、昨年度、構成市町と協議を重ねてまいりました。

私どもの職員数については、少のうございますけれども、財政が非常に厳しい中においても、消防活動をする上で最低限必要な人数については、構成市町のご理解をいただきまして、職員数を増やすということで、今後10年間の定員計画の中で、そのような方向で議案の提案をしているところでございます。

また、資機材等の整備につきましても、現在の災害の状況を踏まえまして、整備していく必要があると思っております。

近年は、火災というよりも、どちらかという自然災害、大雨等の災害に備える必要がございますので、ドローンやボートの整備であったり、先般から国の総務省消防庁より、大規模災害対策車両の無償貸与をいただきました。

そういった災害の状況を踏まえまして、当然、資機材の整備にも予算等が伴いますので、構成市町と十分協議をさせていただいた上で、段階的に整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終結して、これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第4号までの4件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第4号までの4件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 第 13 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 8、第 13 号議案「消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム部分改修整備業務委託契約締結の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第 13 号議案、消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム部分改修整備業務委託契約締結の専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

本件は、財源となる緊急防災・減災事業債の事業年度が令和 2 年度までとされておりまして、年度内に本業務委託を完了する必要がありますことから、年度当初に業務委託契約を締結する必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分といたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 13 号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、承認されました。

◎ 日程第 9 第 14 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 9、第 14 号議案「久留米広域消防本部庁舎非常用発電機外改修工事請負契約締結の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第 14 号議案、久留米広域消防本部庁舎非常用発電機外改修工事請負契約締結の専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましても、財源となる緊急防災・減災事業債の事業年度が令和2年度までとされており、年度内に本改修工事を完了する必要があることから、年度当初に工事請負契約を締結する必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第14号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案は、承認されました。

◎ 日程第10 第15号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第10、第15号議案「交通事故による和解契約締結の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第15号議案、交通事故による和解契約締結の専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年6月15日、久留米市において、公務により運行中の救急車が交差点に差し掛かった際、相手方車両が左側より同交差点内に進入し、右折してきたため、救急車の左側面後部と相手方車両の左前面部が接触し、破損したものでございます。

和解内容といたしましては、組合側と相手側の賠償責任額を相殺した額 15万4,140円を相手側が支払うものでございます。

本件につきましては、和解契約の締結について緊急を要し、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上説明を終わります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第15号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第15号議案は、承認されました。

◎ 日程第11 第16号議案

◎ 日程第12 第17号議案

◎ 日程第13 第18号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第11、第16号議案「財産(高規格救急自動車)の取得について」から日程第13、第18号議案「財産(救助工作車)の取得について」までの三件は、いずれも消防車両の財産の取得に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第16号議案から第18号議案までの3件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この3件は、各消防署に配備している消防車両の老朽化に伴いまして、新たに高規格救急自動車3台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台及び救助工作車1台を取得しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、満場のご賛同を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

○議長(永田一伸君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第16号議案から第18号議案までの3件を、原案のとおり可決することにご

異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第16号議案から第18号議案までの3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 第19号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第14、第19号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第19号議案、久留米広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、先ほど秋吉消防長からも言及がありましたが、救急業務の高度化及び救急需要の増大並びに消防隊の初動体制の充実のため、消防職員定数を現行の429人から464人に変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(永田一伸君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第19号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任

することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 会議録署名議員の指名

○議長（永田一伸君）次に、日程第 15、「会議録署名議員の指名」を行います。
2 番、中村博俊議員、11 番、佐々木益雄議員、お二人を指名いたします。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和 2 年第 2 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

=午後 4 時 16 分閉会=

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員